

令和8年度鹿追町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

町は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、令和8年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全組織とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本町において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

（2）障がい者を多数雇用している企業等

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所（※次の（ア）～（ウ）の全てを満たすもの）
 - （ア）障がい者の雇用数が5人以上
 - （イ）障がい者の割合が従業員の20%以上
 - （ウ）雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上

（3）在宅就業障がい者等

- ア 在宅就業障がい者
（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

町において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

- （1）物品 紙製品、木工製品及びその他障害者就労施設等が提供可能な物品等
- （2）役務 指定ごみ袋保管・配送業務その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標

令和8年度の調達目標は前年実績（507千円）を目標とし、それを上回るよう努める。

7 調達推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品調達に当たっては、提供することが出来る物品、役務を確認のうえ、庁内各課へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等への優先調達に当たっては、発注可能な物品等を町の全組織において十分検討する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この方針や調達実績については、町ホームページ等により方針策定後（又は調達実績の集計後）速やかに公表する。

9 庁舎内での物品販売

役場庁舎内での障害者就労施設等の物品販売については、場所を提供し活用を図る。

10 担当窓口

この調達方針に関する窓口は、保健福祉課とする。